

報告第 1 号

専決処分の承認を求めることについて（海老名市市税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、海老名市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 4 月 25 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

地方税法の改正に伴う所要の改正措置について、緊急を要し、専決処分したので、報告し、承認を求めるため

専決第 5 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、下記の条例を別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

海老名市長 内 野 優

記

海老名市市税条例の一部を改正する条例

理由

議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため

海老名市市税条例の一部を改正する条例

海老名市市税条例（平成２９年条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第４１条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「０．０９リットル以下のもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同号エを同号オとし、同号ウ中「０．０９リットルを超えるもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ ２輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの
年額 ２,０００円

第４４条第２項第４号中「定格出力」の次に「（第４１条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

附則第１１条第１２項中「第１５条第４１項」を「第１５条第４０項」に改め、同条第１３項中「第１５条第４２項」を「第１５条第４１項」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条 この条例による改正後の第４１条第１号の規定は、令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。